



2025年7月30日

各位

会社名	日本航空株式会社
代表者	代表取締役社長執行役員 鳥取 三津子 (コード: 9201 東証プライム市場)
問合せ先	財務部長 西澤 修英 (TEL 03-5460-3121(代表))

業績連動型株式報酬としてのユニットの付与に関するお知らせ

当社は、2025年7月30日開催の取締役会において、以下のとおり、パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた制度である業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、当社の取締役（社外取締役を除き、「対象取締役」といいます。）及び取締役を兼務しない執行役員（対象取締役と併せて、以下「対象取締役等」といいます。）に対し、業績評価期間中の業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式の交付を受ける権利（以下「本ユニット」といいます。）を付与することを決議（以下「本付与決議」といいます。）し、対象取締役等にその内容を通知することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 本ユニット付与の概要

(1) 対象者

当社の取締役 6名（※1）

当社の執行役員 27名（※2）

※1 社外取締役を除きます。

※2 取締役を兼務する執行役員5名を除きます。

(2) 本ユニットに基づき交付する株式数

本ユニットに基づき交付する株式数は、発行数が最も多くなる場合の想定数で164,859株、その金額は、2025年7月29日（本付与決議の日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1株2,924.5円を用いて算定すると、482,130,149円となります。本ユニットの付与については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

※なお、諸般の事情により、本ユニットに基づく株式の交付が、自己株式処分ではなく、新株発行により行われる場合があります。

2. 本ユニット付与の目的及び理由

当社は、2017年4月28日開催の取締役会において、対象取締役等の報酬と中長期的な会社業績及びその株式価値との連動性をさらに高めることにより、当社の中長期的な企業価値の持続的向上及び株主の皆さまとの利害の共有をより一層促進することを目的として、本制度を導入することを決議し、2017年6月22日開催の第68期定時株主総会において、本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は1業績評価期間当たり100,000株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。なお、対象取締役及び執行役員を合わせた1業績評価期間あたりの上限交付株式数は、290,000株としております。

本制度の概要は以下のとおりです。

<本制度の概要>

a. 業績連動型株式報酬制度の仕組み

1. 対象者

対象者は、対象取締役等とします。

2. 交付または支給する財産

当社普通株式とします。ただし、当社普通株式の交付前に対象取締役等が死亡または疾病・障害などやむを得ない事由として当社が認める事由による辞任により退任した場合は、下記のとおり当社普通株式に代わり金銭を支給します。

3. 交付する当社普通株式の数および支給する金銭の額の算定式

交付する当社普通株式の数は下記 b. のとおり算定します。ただし、当社普通株式の交付前に対象取締役等が死亡または疾病・障害などやむを得ない事由として当社が認める事由による辞任により退任した場合、支給する金銭の額は下記 d. のとおり算定します。

4. 業績評価期間

2025年4月1日から2028年3月31日までとします。

5. 当社普通株式の交付時期および金銭の支給時期

当社普通株式の交付は、業績評価期間終了の翌事業年度に行います。ただし、当社普通株式の交付前に対象取締役等が死亡または疾病・障害などやむを得ない事由として当社が認める事由による辞任により退任した場合は、所定の時期までに、金銭を支給します。

6. 当社普通株式の交付方法および金銭の支給方法

対象取締役等に対する当社普通株式の交付は、業績評価期間中の在任を要件として、各業績評価期間内の各対象取締役等の職務執行の対価として、当該業績評価期間終了の翌事業年度に金銭報酬債権を付与し、当社が各対象取締役から当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付を受けることにより、当社普通株式を交付するものです。当社普通株式の交付は、当社による株式の発行または自己株式の処分いずれかの方法によります。ただし、業績評価期間中に対象取締役等が死亡または疾病・障害などやむを得ない事由として当社が認める事由による辞任により退任した場合には、対象取締役等退任後相当期間内に、当社普通株式の交付に代えて金銭を支給します。

各対象取締役等に支給する金銭報酬債権の報酬の額は、業績評価期間中に対象取締役等が死亡または疾病・障害などやむを得ない事由として当社が認める事由による辞任により退任した場合を除き、下記 b. に定める個人別交付株式数に1株当たりの払込金額を乗じた金額とします。1株あたりの払込金額は、原則として、当社普通株式の交付を決議する取締役会の開催日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値等払込期日における当社普通株式の公正な価格とします。

b. 交付する当社普通株式の数の算定方法

以下の方法に基づき、各対象取締役等に交付する当社普通株式の数（以下「個人別交付株式数」といいます。）を決定します。

株式による個人別交付株式数（1株未満を切捨て）

個人別交付株式数

$$= \text{基準交付株式数（注）} \times (\text{TSR（配当込み TOPIX 対比）評価} \times 25\% + \text{連結 ROIC 評価} \times 25\% + \text{有償トンキロ当たりの CO}_2 \text{ 排出量評価} \times 25\% + \text{ESG 銘柄選定数評価} \times 25\%)$$

ただし、対象取締役等に交付される当社普通株式の総数は、1業績評価期間当たり 290,000 株（うち、対象取締役分は 100,000 株）を上限とします。なお、当該算定方法によって算定された個人別交付株式数の総数が、上限交付株式数を超えるおそれがある場合には、上限交付株式数を超えない範囲で、各対象取締役等に対して交付する株式数を案分比例等の合理的な方法により減少させます。

（注）基準交付株式数は、役位に従い定める役位別標準額（業績評価期間の当初の事業年度の役位別標準額）を、業績評価期間の開始日前1か月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）で除した株式数とします。

c. 対象取締役等に異動等が発生した場合の取扱い等について

業績評価期間中に新たに対象取締役等に就任した場合または対象取締役等が任期満了により退任した場合には、上記 b. に従い算定される個人別株式数に、各業績評価期間の月数に占める在任期間に相当する月数（月の途中で就任または退任があった場合は、当該月を含みません。）の割合を乗じて得た数（1株未満を切捨て）の当社普通株式を交付いたします。



このほか、業績評価期間中に対象取締役等が死亡または疾病・障害などやむを得ない事由として当社が認める事由による辞任により退任した場合は、退任後相当期間内に、①上記 b. に従い算定される個人別株式数に、各業績評価期間の月数に占める在任期間に相当する月数（月の途中で就任または退任があった場合は、当該月を含みます。）の割合を乗じて得た数（1株未満を切捨て）に、②個人別交付株式数に付与を決議する取締役会の開催の前営業日における当社普通株式の1株当たりの公正な価格を乗じた金額の金銭報酬債権を付与し、当該当社普通株式の交付に代えて、当該金銭報酬債権の額の金銭を支給することといたします。

d. その他の調整

業績評価期間中に、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）・併合が発生する場合には、分割・併合の比率に応じて対象取締役に対する「個人別交付株式数」および「上限交付株式数」を調整いたします。また、上記 a. から d. までにかかわらず、予測不可能な状況が発生した場合、報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議に基づき、支給額を調整または不支給とすることができます。

以 上